

要因は、ある程度の効果をもっており、とりわけ高年層において出身地と経済的要因の相対的な重要度が大きい。学歴は認知を左右する有意な要因となっていない。

4. 澤口恵一「きょうだいにおける家族認知とライフステージ-家族発達アプローチの可能性-」では、家族認知について、非家族への移行を押し進める要因は何か、あるいは非家族への移行に要する持続時間に注目する発達論的アプローチにより、2つの命題（(1) 家族認知の発達的变化、(2) 個人属性およびマクロ要因の効果）群から6つの下位仮説をたてて、45歳以下の対象者に限定し、対象者の属性（コーホート、性別、出身地）、きょうだいの属性（性別、出生順位）、ライフステージ（対象者の結婚経験の有無ときょうだいの結婚経験の有無、結婚経過年数）を独立変数とし、きょうだいの家族認知を従属変数としたロジット・モデルによる分析を行っている。

きょうだいの家族認知は、家族から非家族へ向かう持続時間依存的な移行過程であり、移行において重要なのは、結婚を起点とするライフイベント自体ではなく、むしろ結婚からの持続時間である。家族認知を否定的にする効果をもつのは、性別（男性であること）や出身地（農村出身であること）であり、個人特性のみならず制度的な規範が作用していることが明らかとなった。

5. 安達正嗣「高齢者のきょうだい関係の日米比較にむけて-NSFH調査（第一次）とNFR調査のデータ分析を中心に-」では、全米家族調査（通称NSFH、N=1829）とNFR（N=1503）を用い、交流頻度に焦点をあわせて、高齢者のきょうだい関係の日米比較を行っている。交流頻度に影響を与える要因として、①性別、②年齢（75歳以上／65-74歳）、③配偶者の有無、④介護や援助などのケアの必要性、⑤子どもの有無、⑥きょうだい数、⑦きょうだいとの地理的距離（米国のみ検証）の7つの仮説を設定し、65歳以上の高齢者を対象とした分析が行った。

米国では①女性であること、④配偶者がいないこと、⑥きょうだい数が多いこと、⑦近くに居住しているほど、交流頻度が高くなる。明確に検証できたのは、きょうだい数と地理的距離のみである。

一方日本では、①性別のみが有意な結果で、女性の方が男性よりもきょうだいと話す頻度が高いことが示された。国際比較のうえで、変数の種類やワーディングの違いによる影響を留保する必要があるが、性別が、日米ともで高齢者のきょうだいの交流頻度に影響を与えていると結論できる。

6. 平沢和司「きょうだい数・出生順位と学歴」では、きょうだい数と出生順位が、教育達成に対して負の効果を有しているか、教育年数を従属変数とした重回帰分析と、男性は大学へ、女性は短大以上へ進学したかどうかでダミー変数を作成しそれを従属変数とし

たロジスティック重回帰分析が行われた。独立変数は出身階層（父学歴、父職）、生育地（大都市か否か）、きょうだい構成（きょうだい数と出生順位）と3つのコーホート（コーホートⅠ：1921-40年出生／コーホートⅡ：1941-55年出生／コーホートⅢ：1956-70年出生）である。結果は、父教育年数と父職をコントロールしても調査対象者のきょうだい数は、コーホートⅠの女子を除いて、本人の教育年数に対して負の効果をもっていた。しかもその効果はきょうだい数が少ない若年コーホート（Ⅱ・Ⅲ）で顕著である。

さらに、第1子が1941-70年に生まれた（コーホートⅡ／Ⅲ）対象者のデータに限定し、第1子と第2子の教育達成を比較した結果、コーホートⅡとⅢの双方で長男と次男、長女と次女の教育年数が一致するきょうだいが多く、同性のきょうだい間で教育年数が異なる場合は、コーホートⅡでは、第2子の方が第1子よりも教育年数が長いきょうだいが多く、に対してコーホートⅢは逆である。

家族研究に対してはもとより教育を受ける機会の不平等や階層の再生産に関する研究という点からも、きょうだい数や出生順位、類似性や対称性に関する分析の必要性が示唆される。

図書文献番号：18

タイトル：少子社会の子育て支援

著 者：国立社会保障・人口問題研究所編

出 版：国立社会保障・人口問題研究所

出 版 年：2002年

テ ー マ：

少子化関連施策の国際比較と、日本における保育所を中心とした子育て支援策の実証分析より、今後の少子社会の子育て支援の望ましい在り方について考察をおこなうことを目的とする。

内 容：

本論文は「少子化の制度要因および対応に関する国際比較」と「子育て支援策に関する研究：保育所を中心に」の二つの内容で構成されている。第1部の「少子化の制度要因および対応に関する国際比較」（第2～7章）では、日本の出生率低下に影響を与えている制度的要因が他の先進国ではどのように評価され、どのような少子化関連施策がとられているかを明らかにしている。第2部（第8～14章）の「子育て支援策に関する研究：保育所を中心に」では、子育て支援に対するニーズを個人のライフサイクルや世帯構造と関連付けて把握し、ニーズに関して保育所サービスの需要と供給の両面より実証分析をおこなっている。

「第1章 少子社会の制度設計－国際比較と保育サービスの分析－」では、国際比較より得られた少子社会の多様な現状と、日本における少子化に関連した社会システムの特徴より、望ましいポリシー・ミックスを考察している。社会システムの中で女性の結婚・出産・育児による機会費用を高くしている仕組みを抜本的に是正する。育児の直接的コストのうち基礎的部分は社会全体で負担する。国民生活に関して諸制度が特定の家族類型を前提とせず、できるだけ個人の選択を尊重する柔軟な社会を目指す。以上3点を主な方向として述べている。

「第2章 家族政策の国際比較」では、児童扶養世帯に対する経済的支援策と育児休業制度に焦点を当て、分析、検討をおこなっている。諸外国に比べ、日本の子育て環境の整備はかなり遅れていることを指摘し、子育て家庭の経済的ニーズに応えるためには、日本でも扶養控除を廃止し、児童手当に統合することが必要であると主張している。

「第3章 ヨーロッパにおける家族政策－育児支援からみた福祉国家のありかた－」では、フランス・ドイツ・スウェーデン・イギリスの4カ国における母親就業と育児支援を分析している。フランスでは、家庭外保育を主としながら育児休暇と組み合わせて出産後もフルタイム就業を続けるのが一般的であった。ドイツでは、子どもの世話は母親がす

るのが最も望ましいとされ、育児休業制度や税制上の優遇措置に力点がおかれている。スウェーデンでは、子どもが幼いころは育児休暇を取得して仕事を一時中断し、親自身が子どもの世話を担い、その後は公的保育所に預けて就労を継続することが多い。イギリスでは、母親が就労を継続するには、パート就労のように労働時間の縮小や一時的な仕事に移るといった仕事内容の変更が余儀なくされている。このように、母親就業と育児支援策の状況は異なっているが、ヨーロッパの状況より、福祉国家の在り方や方向性を決定するには政策理念が重要であること、特に家族政策を考えるにあたっては、仕事や家庭における男女平等理念や制度の柔軟性が鍵となっていること、を指摘し、これらはわが国の福祉国家としての方向性を探る重要な視点であると指摘している。

「第4章 諸外国における保育サービス―政策的概念と現状―」では、欧州（イギリス・デンマーク・フランス・ドイツ）の保育サービスの現状とそれを支える政策的概念・視点を概観することにより、わが国の今後の保育サービス展開に向けてのインプリケーションを得ることが目的である。4カ国の保育サービスを、その背景となる政策概念とあわせて整理すると、保育を基本的に女性の就労と育児の両立支援のサービスとして扱うことで就学前児童のケアサービスを充実していくタイプと、子ども自身の育ちの環境や機会を充実していくという目的を第一義としその基盤を教育に求めようとするタイプに分けられると述べている。そして、日本には、諸外国と比較し、子どもを保育することは「子どもの育ちを援助する関わりである」という視点が極めて不足していると指摘している。

「第5章 税財政システムからみた少子化対策」では、財政システムから少子化問題にアプローチし、個々の政策の定量的な効果を問題とするのではなく、「少子化対策」という視点で社会システムの在り方を見直した場合、どのような改革の方向が重要であるかを導き出すことを課題としている。少子化をもたらしている要因は、大きく分けて二つある。一つは、結婚、出産、子育てに伴って主として女性に発生する膨大な機会費用である。二つめは、教育費や住宅費をはじめとする子育てに必要な直接的費用の負担の重さである。社会システムの改革の方向性としては、ライフサイクルを通じて機会費用の削減を図るとともに、直接経費の削減をも図る政策を実行していかなければならないと指摘している。

「第6章 少子化と社会保険」では、先進諸国の社会保障制度の比較検討により、「少子化関連政策」を出生率に影響を与える政策と狭義に捉えず、子育て支援策、出産・育児と就業の両立支援策、社会制度を少子化や高齢化などの人口変動に対してできるだけ中立的にする政策、ととらえて先進諸国の諸政策を検討することが必要であると述べている。日本の少子化問題への対応の特徴より、個人のライフコースに対して柔軟な社会保険制度に改革する必要性を指摘している。

「第7章 国際比較からみた雇用システムと少子化問題」では、日仏共同研究の成果をもとに、少子化抑制のためのポリシー・ミックスの可能性について論じられている。その結果、育児の直接的費用に対して個人に多額の現金給付をおこなうよりも、雇用システム

を改革して「逸失利益」を抑制しつつ、保育インフラを拡充して直接経費を抑制するといったポリシー・ミックスを実施することが、効果的な少子化対策を実現する道であると主張している。

「第8章 労働市場の変化と子育て支援の展開」では、育児と就業の両立支援策と保育所の整備を労働市場と関連付けながら概観し、子育て政策がマクロ経済に及ぼす効果のモデル分析をおこなうことを目的としている。モデル分析では、人口成長率を内生的に扱う経済モデルを使用している。分析の結果、子育て支援策は、人口成長率と経済成長率とともに上昇させる傾向があることが示された。育児と就業の両立は必ずしも十分とは言えない状況にあり、育児と就業を両立させやすい職場環境の整備、保育所の充実とその負担の軽減、学童保育など就学時期の子どもの社会的ケアの充実といった要望は依然として高く、子育て支援策の進展が求められていることを指摘している。

「第9章 『全国子育てマップ』に見る保育の現状分析」では、県別、自治体別の保育状況を比較し女性の就労状況と保育の関連について分析をおこなっている。分析には、初めて保育状況を自治体別に網羅的に調べた『平成10年度版全国子育てマップ』のデータを利用している。保育は、供給量だけでなく内容においても自治体間格差が大きく、保育ニーズを左右する世帯の共働き率や核家族比率なども自治体ごとに状況が異なっていたことが明らかにされた。また、保育は有配偶女性の就労を支える重要な役割を果たしていることが明らかにされた。そして、認可外保育所を含め、保育供給の在り方について、各自治体は、地域の保育ニーズを的確に把握し、供給目標を立て、何年かで目標を達成するよう国が義務化していくことの必要性を指摘している。

「第10章 保育政策と女性の就労」では、保育サービスの量的質的拡充が母親の労働供給に与える影響について実証分析を行っている。認可保育所の供給量を増加させることによって母親の労働供給、特に非正規の労働供給を促進することが確認されている。しかし、延長保育などの質的改善は就業支援という観点からは今のところ効果を発揮していないことを明らかにしている。そして、保育サービスの質を維持しながら効率的に低コストで供給するための供給構造の改革が必要不可欠であることを指摘している。

「第11章 保育所充実政策の効果と費用—家族・政策・市場による保育サービス供給の分析—」では、保育所利用の効果と保育所運営費用について都道府県ごとに集計された各種のマクロデータと保育サービスの需要と供給に関するミクロデータをもとに分析し、今後の望ましい保育所充実政策の在り方について議論している。行政は、保育所の許可・無許可の区別をなくし、運営に対する直接的コントロールをやめ、保育所の規制・監督を行う立場へと役割を移行し、全ての利用者に対する定率補助制度を導入することによって、各所得層のなかで、必要度あるいは保育所サービスに対する評価の高い人たちから順に、適正な価格で保育サービスを利用できるようにしていくという方向性を提案している。

「第12章 保育サービスの供給—費用面からの検討を中心に—」では、保育所運営コ

スト分析により、自治体規模及び公・民営別に保育所における保育サービス供給の実態を明らかにし、今後の保育サービスの供給の在り方を展望することを目的としている。全体として若干の供給過剰にあるように見られるが、低年齢児ほど、自治体規模が大きいほど待機が増える傾向にあり、保育ニーズと保育供給サービスの間に相当のミスマッチがうかがわれることを指摘している。自治体の独占的なサービス供給決定のシステム自体、改革が必要であるが、現行制度の下での公営保育所の民営化などによっても相当の効率化と、供給の拡充が期待できると述べている。

「第 13 章 保育サービスの費用分析と需給のミスマッチの現状」では、公私立保育所の費用を比較し保育所サービスの費用構造と需給の対応関係について分析することを目的としている。保育サービスのミスマッチは 0 歳児において著しく、そのサービスの絶対数の少なさに加え、場所・利用時間などの多様性が大きく、数量的充実だけでは需要に対応できないことが確認されている。保育サービスには柔軟な供給システム・価格システムが必要であり、現行の割当システム・施設補助からバウチャー制・利用者補助へと切り替えることによって、より効果的に多様なニーズに対応できるようになることを指摘している。

「第 14 章 父親の育児参加促進策の方向性」では、父親の育児参加に焦点をあて、父親の育児参加の規定要因を明らかにし、それらの要因を取り除く方策について考察している。主な規定要因として、①家事・育児の量、②時間的余裕、③相対的資源（妻の年齢・学歴・収入）、④絶対的資源（夫の年齢・学歴・収入）を取り上げ父親の育児参加との関連について分析をおこなっている。分析の結果、父親の育児協力を規定する要因は、子どもの年齢と父母の時間的余裕であり、相対的資源ではないことを指摘している。父親の育児協力を阻んでいる要因は長時間労働にあり、労働時間短縮の必要性を指摘している。

図書文献番号：19

タイトル：ジェンダーと人口問題（シリーズ・人口学研究 11）

著者：阿藤誠・早瀬保子編（林謙治・高濱美保子・西川由比子・岩澤美帆・鈴木透・津谷典子・嵯峨座晴夫・佐藤龍三郎）

出版年：2002年

出版：大明堂

テーマ：

本書は、発展途上国ならびに先進国（主として日本）における人口動態ならびに人口構造のいくつかの側面をとりあげ、それらを性差、性比、ジェンダーの視点から再検討し、日本の人口研究に新しい視点を定着させることを目的とする。

内容：

本書において、日本に関連した章は以下のとおりである。

第1章「ジェンダー的視点からみた人口問題」（阿藤誠）は、人口研究ならびに人口政策についてのジェンダー的視点の意義を述べる。また、北欧諸国・英語圏諸国と、日本を含む東アジア諸国・南欧諸国・ドイツ語圏諸国といった先進地域間にみとめられる出生率較差が生じている背景として次の点を挙げる。前者と比べて後者では、個人主義化が進まず男女平等意識が弱いこと、女性の職業労働への参加が進んでいながら、性別役割分業に基づく「近代家族」の理念が根強く残っているため、男性の家事・育児参加が進まない。これらの国で超低出生率が続くのは、女性の社会進出に即して「近代家族」のジェンダー役割が変化しないために、両者が葛藤を起こしているためではないか。またこれらの社会のジェンダー役割が変化しにくいのは、日本（を含む東アジア諸国）の儒教文化、南欧諸国のマチズムのように、男女を差異化（差別化）する伝統文化が根強いためではないかとも考えられるとしている。

第7章「日本における結婚市場の分析」（鈴木透）は、近年の日本の少子化と密接な関わりのある未婚化・晩婚化現象を探るべく、結婚市場の概念を拠り所にして、両性人口学的モデルによる多角的な分析を行った点が特徴である。

未婚男女（または親などの代理人）が取引相手を探し、それぞれの選好から相手を評価し、取引が成立すれば結婚という契約を結ぶ点で、配偶者選択は市場行動的な性格をもつと考えられる理由から、「結婚市場」という概念を用いている。なお、本章では、年齢、教育、職業に限って、特性を扱うものとする。

はじめに、平均初婚年齢から求めた夫婦年齢差について、1980年代後半から縮小していることの要因が、単なる年齢構造の攪乱によって生じたのかどうかを検討する。依拠する人口モデルは、Schoen(1988)の調和平均モデルである。Schoen は女子からみた年齢組合

せ別初婚ハザードと男子からみたその和を結婚牽引と呼び、これが異なる年齢構造間で保存されたとした。夫婦の組合せ別初婚数は人口動態統計から、年齢別未婚人口は国勢調査から得られる。これらを用い、国勢調査年については Schoen の結婚牽引を求める。次に、5 年期間について、期首・期末の実際の年齢差に加え、期首の未婚人口と期末の結婚牽引、およびその逆の組合せから求めた 2 つの仮想的な年齢差を用意し、要因分解を行った結果、1980 年代後半以降の夫婦年齢差縮小は、単なる年齢構成効果ではなく、実体的な意味をもっていたことが分かった。このことは、また、伝統的性分業の解体化をもあらわしているといえよう。

本章ではまた、未婚男女双方の学歴・職業分布（結婚市場の構造）が男女双方の初婚ハザードに同時に影響を及ぼすという観点にたっている。現在主流となっている分析方法是、イベント・ヒストリー分析のように単性による分析しかできないか、あるいはログリニア分析のように既婚者の分析しかできないという問題点を抱えているため、ここでは Schoen (1988) の ETHNUP 生命表によるシミュレーションを採用する。データは、厚生省人口問題研究所の第 10 回出生動向基本調査の夫婦票と独身票を用いて、1959 年以前出生の男女に限定、15 歳以上 35 歳未満を初婚年齢とする。シミュレーションの結果、一定の選好（結婚牽引）下で、男女の学歴または職業の初期分布が、男女の生命表未婚者数を同時に決定することを示した。学歴については、高学歴化が男女の晩婚化を促進したこと、妻の方が高学歴である結婚を避ける傾向があるため、学歴の平等化は急激な未婚化を起こすことを示した。職業についても、学歴ほどではないが男女の晩婚化を促進したこと、平等化は未婚化を促進すること等が明らかとなった。

第 8 章「男性の家庭役割とジェンダー・システム—日米比較の視点から—」（津谷典子）は、近年日本で進行する少子化の一因であると考えられる、家庭内における不平等なジェンダー関係の実情と、それを作り出しているメカニズムを明らかにすることを目的とする。

方法としては、20～59 歳の働き盛り（「ミッドライフ期」とする）の夫の家事と子育てへの参加のパターンと要因について、直接比較が可能な全国レベルのデータを用いて日米の比較分析を行う。そうすることにより、異なった家族文化的伝統を背景とした対照的なジェンダー・システムの下での、男性の家庭役割のメカニズムの違いおよび類似性を明らかにしていく。

分析に使われるデータは、1980 年代後半のアメリカ合衆国と 1990 年代半ばの日本で実施された家族に関する全国調査のデータである。日本の調査は、1994 年 1～2 月に日本大学総合科学研究所が実施した「現代家族に関する全国調査 (NSWFL)」である。この調査は日本における結婚、家族・家庭、および仕事に関する情報を収集すること、および後述するアメリカの「全国家族・世帯調査 (NSFH)」と同じ質問項目を相当数設けることにより、2 国間の直接比較が可能な全国レベルのデータを収集することを目的としている。この調査のサンプルは、20～59 歳の全配偶関係の男女を対象とした層化二段無作為抽出サン

ブルであり、留め置き法が用いられた。抽出された 3,500 人のうち 2,447 人からの有効回答が得られ、回答率は約 70%であった。本章の分析対象となるのは、1,837 人の 20～59 歳の回答者男女とその配偶者である。

アメリカのデータは、1987～1988 年にウィスコンシン大学人口環境研究所を中心に実施された「全国家族・世帯調査 (NSFH)」から得られたものである。この調査は、19 歳以上のアメリカ人口を代表する確率サンプルに基づいており、13,017 人の回答者およびその配偶者や他の家族・世帯員から、家族や世帯に関する事柄について多様かつ複雑な情報を収集している。データ収集法は、回答者本人には面接法が、その配偶者には面接法と留め置き法が併用された。本章の男性の家事参加の分析で使用するデータは、20～59 歳の有配偶の非ヒスパニック系白人男女 3,667 人とその配偶者から得られたものである。

本章で分析の対象となるのは、家事と育児・子育てへの夫の参加である。まず、家事の分析においては、夫と妻それぞれの 1 週間の家事時間、および夫婦の合計家事時間における夫の分担割合の両方を検討する。夫の家事時間と分担割合の分析では、日本の夫のなかで家事時間がゼロという者が約 43%を占めているため、通常の重回帰モデルではなく、トビット解析モデルを使用する。妻の家事時間については、通常の重回帰モデルを用いる。夫の育児・子育て参加の分析では、家事の分析同様、夫と妻それぞれが「学齢前の子どもの世話」に費やした 1 週間の時間、および夫婦の合計育児時間における分担割合を分析対象とする。使用されるモデルは、重回帰モデルである。

以上 2 種類の分析の説明変数として、先行研究の結果に基づき、①夫婦の通常の就業時間、②一番下の子どもの年齢、③親との同居の有無、という 3 つの世帯・家族変数を用いる。さらに、夫の収入、夫婦の教育水準、および夫もしくは妻の年齢という夫婦の社会経済的属性も説明変数として加えられている。

日本とアメリカの働き盛りの夫の家事と育児への参加パターンを分析した結果、まず、夫婦が家事と育児に費やす時間のパターンから、妻の家事時間には日米でほとんど差がないが、日本の夫はアメリカの夫に比べて、家事参加は絶対的にも相対的にもはるかに低い水準に留まっていることがわかった。日本の夫の家事時間は週平均わずか 2.5 時間であり、アメリカの夫の 3 分の 1 以下であった。また、学齢前の子どもがいる夫婦における夫の育児時間と育児分担のパターンについても同様のことがいえ、妻の育児時間には大きな国際格差はないが、夫の育児時間はアメリカが日本（週平均 9.0 時間）の 1.6 倍と、日本の夫の育児参加度はかなり低いことがわかった。

次に、日米の夫の家事と育児について、夫婦がそれらの家庭内労働に費やした時間と夫の分担割合の決定要因を重回帰モデルを使って分析した結果、日米間で以下のような類似性と相違点が明らかになった。第 1 に、夫の就業時間の家事時間および育児時間への影響には日米で共通点が多く、夫の就業時間の伸長にともなって、夫の家事時間および育児時間は減少する傾向にあった。第 2 に、妻の就業時間と収入の、夫の家事時間および育児時

間への影響には、日米間で明らかな差異がみとめられた。アメリカでは、妻の就業時間と収入に比例して夫の家事・育児時間、家事・育児分担割合は増加する。一方、日本では、夫の家事時間は、妻がフルタイム就業し、そして比較的高収入の場合においてのみ増加し、家事分担割合は妻がフルタイム就業する場合にのみ増加した。日本の夫の育児分担割合は妻がフルタイム就業し比較的高収入を得ている場合にのみ増えたが、これは夫の育児時間自体が増加するからではなく、妻の育児時間が大きく減少するためであった。これらの分析結果から、アメリカの夫は、妻の経済的役割とそこから発生する家庭・家族ニーズに対応して、家事・育児参加しているが、日本では、夫の家事・育児参加は妻の就業や世帯・家族の状況にあまり反応せず、家庭内における伝統的性別役割分業パターンの維持を可能にしている日本のジェンダー・システムを垣間見ることができた。

高等教育の効果についてみると、アメリカでは、夫の高等教育は夫自身の家事時間を増加させ、また妻の高等教育は妻自身の家事時間を減少させており、その結果、夫婦の高等教育は夫の家事分担割合を大きく上昇させた。また、過去 30 年間にわたって家庭内ジェンダー関係のより男女平等な方向への変化がうかがわれる。一方、日本では、高等教育のジェンダー関係平等化への影響は全くみられず、家庭内ジェンダー関係に明確な変化のきざしもみられない。

以上より、日本の夫の家庭役割の希薄さと柔軟性の欠如は、厳格なジェンダー・システムに支えられている。今後は、女性の仕事と家庭の両立を政策的に支援し、また広く社会全体でサポートできるようなシステムを構築することが急務であるとしている。

第 10 章「リプロダクティブ・ヘルス／ライツと近代社会」(佐藤龍三郎)は、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念・背景・意義を論じ、日本における現状と課題について検討する。そしてこの概念の推進が、超低出生力に直面する日本においては性・生殖に関する個々人の自立能力を高めることが期待できるという。今後の課題は、こういった視点を含んだ包括的な政策を構築することであるとしている。

図書文献番号：20

タイトル：少子社会と自治体―新たな子育て支援システムの模索と構築―

著 者：平山宗宏編

出 版：日本加除出版

出 版 年：2001年

テ ー マ：

現在自治体は、少子高齢社会と、市町村主導の時代の対人保健・福祉サービス行政に多くの難題を同時に抱えている。本書は、こうした時代の中で自治体にどのような対応が求められており、何が出来るかについて新しい課題、政策等を提示するための基礎資料となるべく構成されている。

内 容：

本書の目次構成は以下のようになっている。

第1章 少子化と社会状況

第1節 日本における少子化の現状

第2節 地域における少子化の現状

第3節 少子化の社会経済的背景

第2章 少子社会の子育て支援総合施策

第1節 少子化の進展と母子保健・子ども家庭福祉行政の課題

第2節 少子化対策の理念

第3節 保育サービスへの期待

第3章 保育サービスと社会支援

第1節 仕事と育児の両立のための雇用環境

第2節 保育行政と保育サービス

第3節 保育サービスと子育て支援

第4章 人権擁護と児童虐待

第1節 子どもの権利擁護をめぐる課題

第2節 児童虐待への対応

第5章 21世紀の少子対策

第1節 新エンゼルプラン

第2節 健やか親子21―母子保健2010年までの国民運動計画

第6章 自治体の子育て支援事例

第1節 「人間都市かわさき」がめざすあたらしい子ども観に沿った子ども施策

第2節 子どもがのびのびと育つ地位社会を目指して―三鷹市の子育て支援施策に

ついてー

第3節 京都市における子どもネットワークシステムの現状

第4節 子育てビジョン金沢 21

第5節 NICUと連携した低出生体重児のケア

第7章 スウェーデン・オランダの事例

第1節 スウェーデン

第2節 仕事と家庭生活の両立ーオランダの対応

まとめ

以下ここでは、本書のまとめとして「地方自治体の役割と今後の課題」について紹介する。

地方分権の方針により対人保健福祉サービスの市町村による一括実施の時代となって数年以上になる。当初は戸惑いも経済的不満も大きかったが大勢はすでに決しており、各地方自治体においてもそれなりの対応を整えてきている。ただし、予算が地方交付税方式になり、介護保険制度の実施に伴って母子保健や児童家庭福祉が手薄になることが懸念される。

少子・高齢化が進み、2006年(平成18年)には65歳以上の高齢者が全人口の2割を超えるとされる。こうした中で、発足して日の浅い介護保険を含め、国も地方自治体も急増する高齢者の医療・保健と福祉の費用の節減と捻出に苦労している。一方、ここでの懸念は、「わが国は乳児死亡率が世界最低であるし、子ども数も少ないから母子保健はもうよいではないか」として、予算や人手の手抜きをされることである。

こうした点を踏まえて、20世紀の終わる2000年に、当時の厚生省は21世紀に向けての国民の健康づくり運動として「健康日本21」を策定し、ついでその母子保健版ともいえる「健やか親子21」構想を発表した。これらは従来の活動方針のように、国が予算を組み全国に配布して進める方式ではなく、地方自治体や各職域団体、専門学会、民間団体等呼びかけ、それぞれ分担し、協力して国民の健康づくりを進めようと言う、いわば国の金をかけられない時代での国民運動方式といえる。

特に、「健やか親子21」は、安心して子どもを産み、健やかに子どもを育てることの基礎となる少子化対策としての意義に加え、少子高齢社会において、国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るための国民の健康づくり運動の一環と位置付けており、その柱は以下の4本である。

1) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

思春期保健においては、この時期の健康が乳幼児期の発達体験の影響を強く受けていることを認識する必要がある、また、体制面としても児童精神科医療の提供体制の遅れが指摘されている。学校における健康教育、性教育、心の問題を持つ子どもたちへの相談治療

体制の強化などが重要である。地域の子どもたちの心身の健康問題には、教育担当側との連帯は極めて重要であり、市町村においても教育委員会や学校・幼稚園との連携を重視すべきである。

2) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

妊娠、出産に関してもＱＯＬの向上を目指すことが時代の要請であり、妊娠期間中の様々な苦痛や不快感を解消、軽減するための社会的支援が求められている。最近では、安全第一の画一的分娩よりも自然かつ家族が希望する形での分娩をと言う要望も高まりつつある。わが国の妊産婦死亡率はなお改善の余地があり、働く女性への職場での健康支援や産後うつ病などの精神疾患にも対応できる支援体制が必要である。一方、不妊に悩む夫婦への相談体制も充実が求められる。当事者である女性が、妊娠や出産時の夫や周囲の人々や医療関係者の支援がよかったことで、その子のきょうだいを産んで楽しい家庭を作りたいと望むことは、少子化対策としても重要であり、地域や職場においても早期から子育て支援への理解が求められる。

3) 小児保健医療水準を維持向上させるための環境整備

わが国の乳児死亡率は世界最低となったが、小児保健は、心身から育児環境までを含めた健全育成やハイリスク新生児の継続的ケア体制、障害や慢性疾患を持つ子どもへのＱＯＬの向上等、保健・医療・福祉・教育などの連携を含む総合的な取り組みが重要である。子どもの死亡率が低いから母子保健はもうよい、と手抜きが起こることが最も懸念される。不採算をいわれる小児医療の確保、小児救急医療体制の整備については、都道府県レベルの対応が必要である。予防接種実施率の向上にも、親たちへの健康教育を含めて努力が望まれる。

4) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

心の健康は 20 世紀中に解決することができず、新世紀に先送りせざるを得なかった問題である。子どもの心は社会環境の変化による影響を強く受けること、心の外傷は長く影響を残し、育児の混乱は次世代にも引き継がれることなどを理解し、妊娠・出産・育児に関する母親の不安を除去し、のびのびと安心して育児を楽しみ、子どもに愛情を注げるようにする必要がある。子どもの豊かな心の発達をはぐくむための取り組みを全国的に総合的に講じることは、21 世紀の母子保健上きわめて重要な対策である。

児童虐待の防止も心の問題に含まれるが、これらは育児に悩む結果、虐待に及んでしまう家庭に早く気づき、地域の中で育児支援して虐待に至る前に防ぐと言う、一次予防に努めるべきである。このためには、市町村の中で、市民ボランティア活動を育成し、保健婦等の住民に身近な職員が常時家庭訪問などを通じて住民との交流を密にしておくなどの目配りが重要である。

健康は省庁を超えて国民全体の問題であり、特に子どもの心と体の健康は 21 世紀のわが国の社会を左右する緊急かつ最大の課題である。具体的には、地域の健康づくり運動や

生活習慣病検診の推進、母子保健計画の立案と評価に際しこの点を重視すべきである。

少子高齢化社会を実際に担う地方自治体は、世界で初めて経験する急速な高齢化の進行と少子化に伴う将来の問題に先立つ目前の子どもたちへの対応を迫られていると言えよう。

1998 年に出された文部省中央教育審議会の「幼児期からの心の教育のあり方について」の報告では、それまでの文部省の言い方を変え、「子どものしつけは親がしてください、その親子を地域が支えてください」という趣旨になっており、年齢の違う子どもたちが遊びを通じて互いに切磋琢磨しあう必要性を強調している。地域は、三世代交流を含め、子どもたちの心と体を育てる基盤であることを認識し、保健・医療・福祉・教育を統合した次世代のための行政運営をしていくべきである。

雑誌論文文献番号： 1

タイトル：日本の社会経済構造と税制—20世紀の回顧と21世紀の展望—

著 者：山重慎二

出 典：『経済学研究』第43号（一橋大学研究年報）pp. 171-244

出 版 年：2001年

テ ー マ：

本稿では、わが国の税制の課題について考えるために、税制（交付税交付金制度や社会保険制度）と社会経済構造（経済構造としては①生産構造、②地域構造、③所得分配構造、社会構造としては①人口・世帯構造、②相互扶助の構造、③男女の役割分担の構造）の関連に注意を払いながら20世紀を振り返り21世紀への展望を試みる。

内 容：

21世紀の日本政府の最大の課題のひとつが、「少子高齢化」と「長期債務の累積」という事態に対応するための財源をいかに確保するかという問題であることは間違いない。そのためには、国民の合意が得られるような公正な税制を戦略的に構築していく必要がある。ここでは、21世紀に予想される新しい社会経済状況なども考慮しながら、今後必要とされる税制改革の方向性について議論していく。

「個人に対する課税」

社会経済というものが、最終的には個人によって構成されるものであるという点に注目するならば、一国の財政を担うもまた最終的には個人であるという認識は重要である。その意味では、個人に対する課税（社会保険料負担も含む）がやはり重要である。日本の社会経済構造に関するこれまでの分析を踏まえて、個人に対する課税に関連する課題としては、(1)十分な税収を確保すること、(2)(所得・資産分布の問題も含めて)税制に対する公平感を高めること、(3)人々の間での相互扶助を促すような税制とすること、(4)男女の役割分担に関してゆがみを与えない税制とすることなどが考えられる。

「企業に対する課税」

これまでの分析を踏まえたとき、企業に対する課税と関連していると思われる課題としては、(1)生産構造にゆがみを与えないような効率的で公平な税制とすること、(2)相互扶助を促し男女の公平で柔軟な雇用のあり方を可能にするような税制とすることなどが重要と思われる。

「租税特別措置と政策課税」

租税特別措置あるいは政策課税に関しては、特に、次のような課題を考えることができる。(1)生産構造の改善のための新しい技術や産業を育成していくこと、(2)望ましい地域構造の形成に貢献すること、(3)少子高齢化問題を緩和すること、(4)相互扶助を促すこと、(5)男女の望ましい役割分担が可能となるよう促すこと。このような課題応えていくために、さまざまな措置を考えることができるが、たとえば、新しい技術や産業の育成に関してはこれまでのような企業に対する租税特別措置が有効だろう。また、現在、地方で整備が進んでいる社会資本を活用するために、生産体制の多極化を促し、効率的な国土利用につながる、『集積地の多極化を進めるような措置』、あるいは、男女の望ましい役割分担が促されやすい職住近接を可能にするような生産システムを促進するための措置といったものが今後とも行われていくことは、十分意味のあることである。

「少子高齢化と税制」

これまでの分析が示唆するように、社会保障制度は、日本の社会構造に大きな影響を与えてきた。そしてその社会構造の変化は、いま社会保障制度にフィードバックし、その財政基盤を揺るがしている。今後はこのような相互依存関係を十分に認識して社会保障制度の再構築を行っていく必要がある。少子高齢化の流れの中で膨らんでいくことが予想される社会保障給付を抑えるために、(1)少子化の流れを抑制すること、(2)相互扶助、自助努力を促すような仕組みにすること、(3)男女の望ましい役割分担を阻害しないような仕組みにすること、が社会保障制度改革に期待されることであると考ええる。

公的年金制度の確立によって少子化が起こっているとすれば、それは他人の子どもにただ乗りようとして起こる問題であり、社会全体の効率性を阻害してしまっていることを意味している。したがって、このような問題の解決策としては、給付の額を抑制すること、子どもの数に応じた保険料負担をすること、あるいは、医療や介護保険などの場合には、自己負担の比率を引き上げることで自助努力や相互扶助を促すことが効果的である。その一方で、必要な所得の保障に関しては、課税や扶助給付などを通して行うことが、効率性及び公平性の観点から望まれる。

社会保険料負担の仕組みに関しては、第3号被保険者の負担に関して批判もあるが、現行制度自体は、特に課税単位に関する議論の中で行った世帯内生産の考え方に基づけば理解できる制度であり、むしろ問題は、給与所得者の配偶者があたかも負担しなくてはよいかのように思われる制度にある。その意味では、配偶者の所得を何らかの形で計算し、形式的にも保険料を負担させるようにするほうが望ましい。

タイトル：出生児数抑制への動機に関する一研究－出生停止理由と出生タイミング規定要因からの考察

著 者：平松紀代子

出 典：『家政学研究』第48巻第1号，pp. 10-16.

出 版：奈良女子大学家政学会

出 版 年：2001年

テ ー マ：

保育園・幼稚園に通園する父母の調査から、予定以上の子どもをほしくない理由と、出生タイミングを規定する要因について分析されている。出生児数抑制の動機は「経済的理由」と「年齢・健康・体力」であり、出産の意思決定に際して女性が葛藤を感じている結果出生タイミングが延期されていると示唆している。

内 容：

先行研究から、出生力抑制への動機は、「子どもに対する需要」と「子どもの潜在供給」に整理されている。限られた生活資源をどれだけ産育に配分するかという動機はあいまいになっているものの、個人は一定のコストを覚悟で子どもを産み育てている現状が明らかにされている。本論では京都市の3つの保育園と2つの幼稚園に通園する子どもをもつ父親（N=149）、母親（N=195）を対象としたアンケート調査と、15名のインタビュー調査から出生児数抑制への動機の内実にせまっている。

まず、出生停止理由は、「経済的理由」「すでに満足」「体力」の順で、出生動向基本調査の結果をほぼ追認している。「すでに満足」を指摘した人は既存子が2人以上で、「2人っこ規範」が支持されている。また、男性に比べ女性は「すでに満足」と指摘した人が少なく、このことは子ども数に満足しているとは言えないものの、諸要因により出生停止を考えており、女性に偏った育児負担が出産のハードルとなって葛藤を生じさせていることが示唆される。

出生タイミング規定要因は、年齢的体力的要因を重視する傾向がみられ、個人が出産する年齢的上限を意識しつつ出生タイミングを延期している状況がうかがえ、女性にはクリアすべき現実的課題が強く意識されているという。

出生児数を抑制する気持ちの程度は、女性の年齢が上がるにつれ消極的になり、一定年齢に達した時点で予定子ども数を産んでいなくても産まないという意思決定がなされている。出生タイミングの遅延が意図せざる出生停止に至る可能性を示唆している。また、出生停止理由と出生タイミング規定要因との関連では、理由に「夫の家事・育児の協力が無い」とあげる女性の方が消極的な意思となっており、夫の家事・育児の協力の有無が女性

の出生意欲に与える影響の大きさがわかる。

最後にこれまでの要因と産育プランとの関連について検討している。出生停止理由のうち、「住宅が狭い」ことが産育プランを制約する直接的な影響をもっていること、「すでに満足」と指摘しなかった者の中には、現実的な諸条件次第ではもう1人産みたいと考える人が増える可能性があることが示唆される。出生タイミングの規定要因については、「仕事」を指摘した女性は予定子ども数と既存子ども数のギャップが大きい。有職女性が育児と仕事を両立する困難さによって、出生タイミングとして適した時期を見出しにくくなっており、葛藤をもたらしている状況がうかがえる。また、一部の男性は理想より現実の方が多くの子どもを育てているという結果が得られ、出産の意思決定においては、やや女性の意思が優先されていることを示唆している。

これらの結果は、少産化の原因を女性の仕事と育児の両立困難によって説明する知見に疑問を呈している。すなわち、産む子どもが制限されるのは、有職女性だけでなく、無職女性の場合は「経済的理由」がハードルとなっている。また、出産の意思決定に際し女性が抱える心理的葛藤の解消手段として出生タイミングが延期され、出産可能年齢の上限が近づき、産まないという選択がなされるという意思決定プロセスが浮かび上がってくる。

よって、産みたいときに個人が希望するだけの子どもを産み、育てられるようにするには、経済的負担を軽減しつつ、女性にかかる育児負担や心理的葛藤を解消する施策を展開するとともに、男女ともに主体的に育児に関与するための意識改革、労働・保育環境の整備が不可欠であり、多様な家族形態・就労形態から生ずる多様なニーズを視野に入れた複合的な施策が求められる。

タイトル：少子化対策としての保育サービス

著 者：山縣文治

出 典：『季刊家計経済研究』第50号、pp. 18-24.

出 版：(財)家計経済研究所

出 版 年：2001年

テ ー マ：

少子化問題を社会の存続に関わる問題と子ども自身の生活に直接関わる問題の2つの側面よりとらえ、少子化対策の現状を考察し、少子化対策としての保育サービスについて検討する。

内 容：

少子化問題には、社会の存続に関わる問題と、子ども自身の生活に直接関わる問題の2つの側面がある。第1の社会の側の問題では、目標は積極的な増子化であり、その評価は出生率の上昇をもって測られることになる。第2の子どもの側の問題では、少なく産んだ子どもをいかに健やかに育て、親子ともども快適に生活できるようにするかという点が目標となる。評価は、親子が快適に生活できるか否か、提供したサービスが有効に活用されているか否かなどの視点で測られる。少子化対策の実際には、推進体制の整備、児童福祉サービスのあり方の改編、サービス量の計画的確保、経済的負担の軽減へ向けた支援が行われている。しかし、少子化対策の評価については、否定的な見解が多い。第2の子どもの側の側面で見ると、保育サービス等利用者の拡大、子どもの主体的な活動の増加、子育てサークルなどの地域活動の活性化など、一部に評価すべき部分もあるが、子どもの虐待や少年事件などは必ずしも減少しておらず、十分に機能しているとはいえない。

少子化対策としての保育サービスの理念には、①利用者の主体性を尊重する姿勢、②子ども・保護者・地域と協働して創り出す姿勢、③地域の特性に合わせて創造する姿勢、④総合的な子育て支援としての姿勢、⑤情報公開・情報開示によるアカウンタビリティの担保、などが求められている。少子化対策としての保育サービスのターゲットには、子育ての支援、親育ちの支援、親子関係の支援、家庭・地域社会での育む環境の育成の4つのターゲットがある。戦後50年の保育所の事業展開をふまえると、今日の保育所には5つの類型が考えられる。第1は、11時間保育、保育に欠ける子どもへの保育など、制度上の基本保育サービスのみで事業展開している保育所である。第2は、基本保育サービスの上に、延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育など「保育に欠ける」ニーズへのサービスである特別基本保育事業Ⅰを上乗せして運営する形態である。第3は、乳幼児期の子どもに対する保育サービスをほとんど展開する形態である。第4は、基本保育サー

ビスの上に、一時保育、地域子育て支援センター、保育所地域活動事業などの保育に欠けないニーズを対象としたサービスである特別保育事業Ⅱ横出しして運営する形態である。最後は保育サービス以外の事業を組み込むことで保育所の運営を図るものである。

保育所は就労支援を中心としたサービスとして一般に認識されているが、出生率の低下が進む現状では、少子化対策の第1の側面に対しては必ずしも有効ではなかったといえる。就学前の子どもの保育所利用状況より、保育所非利用者、とりわけ在宅子育て層が実感できるサービスが存在しなければ、出生率は上昇しないということである。保育所は、第2類型の保育所の典型に見られる就労と子育ての両立支援を中心に展開するものから、第3類型や第4類型のような地域子育て支援を含めた展開の時代を迎えている。保育所は、少子化対策の第2の側面を強調しつつ長期的には第1の側面への効果を期待しているといえることができる。

保育サービスと出生率の上昇の間には、3段階のステップが存在していると考えられる。第1段階は、子育て負担を減少させることでもう1人子どもを産もうという気にさせることである。第2段階は、子どもを持っていない夫婦に子どもを産もうという気にさせることである。第3段階は、結婚をしたいという意識の醸成である。この3段階において保育サービスができる貢献は、圧倒的に第1段階に関わるものである。第2、第3段階の問題が出生率低下の大きな原因であると認識すると、保育サービスが出生率の上昇に大きく貢献できる可能性は必ずしも高くなく、いかに第2段階へのつなぎをするかが課題となる。